

# 序章

## 1 合併の背景と経緯

西諸地域は、これまで消防、ごみ処理、介護保険の認定調査など広域行政に取り組んできました。とりわけ小林市、野尻町は、住民の生活圏、経済圏を一つにしており、行政区域の枠を越えた広域的な圏域が形成されています。

このような状況のもと、少子高齢化・人口減少や地方分権、厳しい財政状況に対応するため、平成16年4月から4回にわたり合併協議会を設置し、合併に向けての協議を行ってまいりました。この間、小林市と須木村による合併が成立し、新制小林市が平成18年3月20日に誕生しました。

しかし、予想を超える速さで少子高齢化・人口減少が進むとともに地方分権が進展する中、将来にわたって住民福祉の一層の向上と地域の一体的な均衡ある発展を推進するため、1市1町の合併が必要との認識に立って、野尻町は小林市に対し平成20年11月10日に合併協議会設置の申し入れを行いました。

今や地方自治体は、三位一体の改革や厳しい財政状況を踏まえて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応しながら、地方分権を推進していくことが求められています。そのためには、将来を見据えて生活圏域及び人口規模で捉えた視点に立つとともに、足腰の強い自治体を構築できるよう、自治体規模を拡大する必要があります。

そこで、合併協議会の設置について小林市・野尻町の各議会に提案し、議決を得たことから、市町村の合併の特例等に関する法律の期限となる平成22年3月末までの合併を目指して、小林市・野尻町合併協議会を設置することとしたものです。

## 2 計画の策定方針

### 1) 計画策定の趣旨

本計画は、小林市及び野尻町（以下「1市1町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市1町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、両市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとします。

これにより、1市1町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとします。

### 2) 計画策定の指針

- ① 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する主要な事業を示します。
- ② 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とします。
- ③ 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとします。
- ④ 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とします。
- ⑤ 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとします。

### 3) 計画内容

#### ① 計画の対象区域

1市1町の区域

#### ② 計画の期間

本計画は、合併年度及びこれに続く10年間について定めるものとします。

#### ③ 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成します。

## 4) 財政計画策定の基本的考え方

### ① 策定の趣旨

財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものです。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定します。

### ② 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとします。

## 5) その他

本計画の策定にあたっては、住民と行政が新しいまちづくりの将来像を共有し、その実現に向けてともに行動していくことが重要であることを念頭に置き、住民の視点に立った計画づくりに努めるものとします。